



# 金沢市公報

号外第3号の6

令和7年(2025年)3月27日

〒920-8577

金沢市広坂1丁目1番1号

発行所 金沢市役所

◎ 目 次	ページ
<b>●規則</b>	
○育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び次世代育成支援対策推進法の一部を改正する法律等の施行に伴う関係規則の整備に関する規則	(人 事 課) 1
○金沢市図書館条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則 (図書館総務課)	2
○金沢市職員等旅費条例施行規則 (人 事 課)	2
<hr/>	
<b>規 則</b>	

育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び次世代育成支援対策推進法の一部を改正する法律等の施行に伴う関係規則の整備に関する規則をここに公布する。

令和7年3月27日

金沢市長 村 山 卓

**●金沢市規則第4号**

育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び次世代育成支援対策推進法の一部を改正する法律等の施行に伴う関係規則の整備に関する規則

(職員の服務等に関する条例施行規則の一部改正)

第1条 職員の服務等に関する条例施行規則(平成7年規則第5号)の一部を次のように改正する。

第8条の6 第2項第2号中「、条例第8条の3第2項の規定による請求にあっては3歳に、同条第3項の規定による請求にあっては」を削る。

第14条第1項第15号中「看護」を「看護等」に、「又は」を「、」に、「を行う」を「若しくは学校保健安全法(昭和33年法律第56号)第20条の規定による学校の休業その他これに準ずるものとして市長が定める事由に伴うその子の世話をすること又はその子の教育若しくは保育に係る行事のうち市長が定めるものへの参加をする」に改める。

(金沢市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部改正)

第2条 金沢市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則(令和元年規則第16号)の一部を次のように改正する。

第17条第1項第14号中「7日」を「10日」に改め、同条第2項第7号中「看護」を「看護等」に、「世話又は」を「世話、」に、「を行う」を「若しくは学校保健安全法(昭和33年法律第56号)第20条の規定による学校の休業その他これに準ずるものとして市長が定める事由に伴うその子の世話をすること又はその子の教育若しくは保育に係る行事のうち市長が定めるものへの参加をする」に改める。

第21条の次に次の2条を加える。

(配偶者等が介護を必要とする状況に至った会計年度任用職員に対する意向確認等)

第21条の2 配偶者等が介護を必要とする状況に至った会計年度任用職員に対する意向確認等(服務等条例第16条の2第1項に規定する意向を確認するための面談その他の措置をいう。)については、常勤職員の例による。

(勤務環境の整備に関する措置)

第21条の3 勤務環境の整備に関する措置(服務等条例第16条の3に規定する措置をいう。)については、常勤職員の例による。

## (職員の育児休業等に関する規則の一部改正)

第3条 職員の育児休業等に関する規則（平成4年規則第33号）の一部を次のように改正する。

第18条第2項中「第61条第32項において読み替えて準用する同条第29項」を「第61条の2第20項」に改める。

## (金沢市職員就業規則の一部改正)

第4条 金沢市職員就業規則（昭和24年規則第135号）の一部を次のように改正する。

第55条の2第2項中「3歳に満たない」を「小学校就学の始期に達するまでの」に改め、同条第4項中「中「3歳に満たない子のある職員が、別に定めるところにより、当該子を養育する」とあり、「」を削る。

## (金沢市清掃従業員就業規則の一部改正)

第5条 金沢市清掃従業員就業規則（昭和24年規則第152号）の一部を次のように改正する。

第14条の2第2項中「3歳に満たない」を「小学校就学の始期に達するまでの」に改め、同条第4項中「中「3歳に満たない子のある従業員が、別に定めるところにより、当該子を養育する」とあり、「」を削る。

## 附 則

## (施行期日)

1 この規則は、令和7年4月1日から施行する。ただし、次項及び附則第3項の規定は、公布の日から施行する。

## (金沢市就業規則の一部改正に伴う経過措置)

2 この規則の施行の日（以下「施行日」という。）以後の日を第4条の規定による改正後の金沢市職員就業規則第55条の2第2項に規定する勤務の制限の初日とする同項の規定による請求（3歳から小学校就学の始期に達するまでの子を養育するために行うものに限る。）を行おうとする職員は、施行日前においても、当該請求を行うことができる。

## (金沢市清掃従業員就業規則の一部改正に伴う経過措置)

3 施行日以後の日を第5条の規定による改正後の金沢市清掃従業員就業規則第14条の2第2項に規定する勤務の制限の初日とする同項の規定による請求（3歳から小学校就学の始期に達するまでの子を養育するために行うものに限る。）を行おうとする職員は、施行日前においても、当該請求を行うことができる。

金沢市図書館条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則をここに公布する。

令和7年3月27日

金沢市長 村 山 卓

## ●金沢市規則第5号

## 金沢市図書館条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則

金沢市図書館条例の一部を改正する条例（令和7年条例第15号）附則第2号に掲げる規定（同条例第1条中金沢市図書館条例（昭和54年条例第7号）附則に2項を加える改正規定（附則第2項に係る部分に限る。）に限る。）の施行期日は、令和7年7月14日とする。

金沢市職員等旅費条例施行規則をここに公布する。

令和7年3月27日

金沢市長 村 山 卓

## ●金沢市規則第6号

## 金沢市職員等旅費条例施行規則

金沢市職員等旅費条例施行規則（昭和25年規則第45号）の全部を改正する。

## (趣旨)

第1条 この規則は、金沢市職員等旅費条例（昭和25年条例第35号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

## (用語の意義)

第2条 この規則で使用する用語の意義は、条例で使用する用語の意義の例による。

## (旅行役務提供者等)

第3条 条例第2条第7号に規定する規則で定める者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

(1) 旅行業法（昭和27年法律第239号）第6条の4第1項に規定する旅行業者

(2) 鉄道事業法（昭和61年法律第92号）第13条第1項に規定する鉄道運送事業者及び軌道法（大正10年法律第76

- 号) 第4条に規定する軌道経営者
- (3) 海上運送法(昭和24年法律第187号)第23条の3第2項に規定する船舶運航事業者
  - (4) 航空法(昭和27年法律第231号)第2条第18項に規定する航空運送事業を經營する者
  - (5) 道路運送法(昭和26年法律第183号)第9条第7項第3号に規定する一般旅客自動車運送事業者
  - (6) 旅館業法(昭和23年法律第138号)第2条第1項に規定する旅館業を營む者
  - (7) 貨物自動車運送事業法(平成元年法律第83号)第7条第1項に規定する一般貨物自動車運送事業者及び貨物利用運送事業法(平成元年法律第82号)第55条第1項に規定する貨物利用運送事業者
  - (8) 割賦販売法(昭和36年法律第159号)第31条に規定する登録包括信用購入あっせん業者(本市との契約によりカード等(同法第2条第3項第1号に規定するカード等をいう。次項において同じ。)を前各号に掲げる者が提供する役務その他の旅行に係る役務の対価の支払のみのために旅行者に提供する場合に限る。)
- 2 条例第2条第7号に規定する規則で定めるものは、役務及びカード等とする。
- (行政職給料表に相当する職務の級)
- 第4条 条例第2条第8号に規定する「これに相当する職務の級」は、旅行者の職務の内容及び旅行者に支給される給与の額を勘案して定めることとし、次の各号に掲げる者について、旅行命令権者は市長への協議を経たものとみなして、当該各号に掲げる職務の級とすることができる。
- (1) 職員の給与に関する条例(昭和26年条例第7号。以下「給与条例」という。)第4条第2項に規定する給料表(行政職給料表を除く。)の適用を受ける者及び技能労務職員の給与に関する規則(昭和36年規則第3号)第3条第1項に規定する給料表(以下「技能労務職給料表」という。)の適用を受ける者 別表第1で定める職務の級
  - (2) 金沢市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例(令和7年条例第1号)第2条第1項の規定により任期を定めて採用された者 用務の内容及び行政職給料表の適用を受ける者との権衡を考慮して旅行命令権者が定める職務の級
  - (3) 金沢市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例(令和元年条例第11号)第3条第1項に規定する会計年度任用職員給料表の適用を受ける者及び金沢市技能労務会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する規則(令和元年規則第18号)第3条に規定する技能労務会計年度任用職員給料表の適用を受ける者 用務の内容及び行政職給料表の適用を受ける者との権衡を考慮して旅行命令権者が定める職務の級  
(旅行依頼に係る旅費)
- 第5条 条例第3条第4項の規定により支給する旅費は、旅行者の職務の級を行政職給料表の適用を受ける者の職務の級に相当するものとして出張の例に準じて計算した旅費とする場合には、旅行命令権者が市長への協議を経たものとみなして定めることができる。
- (旅行命令等の変更を受けた場合等における旅費)
- 第6条 条例第3条第6項に規定する規則で定める場合は、次に掲げる場合とする。
- (1) 条例第3条第2項及び第5項の規定により旅費の支給を受けることができる者が、傷病その他やむを得ない事情により旅行を中止し、又は変更したとき。
  - (2) 条例第3条第1項及び第2項(第1号に係る部分に限る。)の規定により旅費の支給を受けることができる職員がその家族の旅行について条例第16条、第18条第1項及び第19条第2項に基づく旅費の支給を受けることができる場合であって、当該家族が死亡又は傷病その他やむを得ない事情により旅行を中止し、又は変更したとき。
- 2 条例第3条第6項に規定する規則で定めるものは、条例第22条第2項の規定により旅費を支給する場合を除くほか、次に掲げる金額とする。
- (1) 鉄道賃、船賃、航空賃及びその他の交通費(自家用自動車移動に係るものと除く。)(家族移転費のうちこれらに相当する部分を含む。)については、条例第9条第1項各号、第10条第1項各号、第11条第1項各号及び第12条第1号から第4号までに掲げる各費用について、当該各条及び条例第6条の規定により計算した額と現に支払った額で所要の払戻手続をとったにもかかわらず払戻しを受けることができない額又は所要の取消手続をとったにもかかわらずなお支払う必要がある額を比較し、当該各費用ごとのいざれか少ない額の合計額
  - (2) 宿泊費、包括宿泊費、転居費、着後滞在費(宿泊手当に相当する部分を除く。)及び家族移転費(自家用自動車移動に係るもの及び宿泊手当に相当する部分を除く。)については、当該各種目について条例第13条、第14条、第16条、第17条及び第18条第1項並びに条例第6条の規定により計算した額と現に支払った額で所要の払戻手続をとったにもかかわらず払戻しを受けることができない額又は所要の取消手続をとったにもかかわらずなお支払う必要がある額を比較し、当該各種目ごとのいざれか少ない額の合計額

(3) 前2号に掲げる額のほか、手数料その他の旅行命令等の変更等に伴い支給する必要があるものとして旅行命令権者が認めた額  
(旅費額を喪失した場合における旅費)

第7条 条例第3条第7項に規定する規則で定める事情は、次に掲げる事情とする。

- (1) 交通事故その他の条例第3条第7項に規定する者の責めに帰することができない事情
- (2) 前条第1項第2号に規定する旅費の支給を受けることができる場合における当該家族の旅行中の天災又は交通事故その他の当該職員若しくは家族の責めに帰することができない事情

2 条例第3条第7項に規定する規則で定める金額は、次に掲げる金額とする。

- (1) 現に所持していた旅費額（交通手段を利用するための乗車券、乗船券、航空券等で当該旅行について購入したものと含む。次号において同じ。）の全部を喪失した場合には、その喪失した時以後の旅行を完了するため条例の規定により支給することができる額
- (2) 現に所持していた旅費額の一部を喪失した場合には、前号に規定する額から喪失を免れた旅費額を差し引いた額

(旅行命令簿)

第8条 旅行命令等及びその変更又は取消しの発令は、旅行命令簿によって行うものとする。

(旅行命令等の変更の申請)

第9条 旅行者が、条例第5条第1項又は第2項の規定により旅行命令等の変更を申請する場合にはその変更の必要を証明するに足る書類を提出しなければならない。

(旅費請求書に添付する書類)

第10条 条例第7条第1項に規定する必要な添付書類の種類は、旅行を命ぜた旅行命令簿のほか、別表第2に掲げる書類とする。ただし、旅行役務提供者が旅費に相当する金額を請求する場合には、同表に規定する額を証明するに足る書類又はその支払を証明するに足る書類に代えることができる。

2 旅行命令権者及び支出者等は、旅行者又は旅行役務提供者が請求書を提出した場合には、その請求内容が適切であるかを確認するものとする。

3 前項の場合において、請求書を提出した者が旅行役務提供者であるときは、旅行命令権者及び支出者等は、旅行者に対して必要な報告又は書類の提出を求めることができる。

(旅費の精算に係る期間)

第11条 条例第7条第2項に規定する期間は、やむを得ない事情のため旅行命令権者の承認を得た場合を除くほか、旅行を完了した日の翌日から起算して2週間とする。

2 条例第7条第3項に規定する期間は、精算による過払金の返納の告知のあった日の翌日から起算して2週間とする。

(給与の種類)

第12条 条例第7条第4項及び第25条第2項に規定する給与の種類は、給与条例に規定する給料、給料の調整額、管理職手当、初任給調整手当、扶養手当、地域手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当及び管理職員特別勤務手当又はこれらに相当する給与とする。

(通勤手当との調整)

第13条 旅行者が給与条例第13条に規定する通勤手当又はこれに相当する給与（以下この条において「通勤手当等」という。）の支給を受けている場合であって、旅行の経路に当該通勤手当等の区間が含まれるときは、その重複する区間に係る旅費は支給しないものとする。

(鉄道賃に係る鉄道)

第14条 条例第9条第1項に規定する規則で定めるものは、次に掲げるものとする。

- (1) 鉄道事業法第2条第1項に規定する鉄道事業の用に供する鉄道に類するもの
- (2) 軌道法第1条第1項に規定する軌道に類するもの

(船賃に係る船舶)

第15条 条例第10条第1項に規定する規則で定めるものは、海上運送法第2条第2項に規定する船舶運航事業の用に供する船舶に類するものとする。

(航空賃に係る航空機)

第16条 条例第11条第1項に規定する規則で定めるものは、航空法第2条第18項に規定する航空運送事業の用に供す

る航空機に類するものとする。

(宿泊手当の調整)

第17条 条例第15条に規定する規則で定める場合は、次項から第4項までに定めるところによる。

2 宿泊手当の額は、条例の規定により支給される宿泊費又は包括宿泊費について次の各号に掲げる場合に該当するときは、当該各号に掲げる額とする。

- (1) 朝食又は夕食に係る費用のいずれかに相当するものが含まれる場合 条例第15条に規定する額の3分の2の額
- (2) 朝食及び夕食に係る費用に相当するものが含まれる場合 条例第15条に規定する額の3分の1の額

3 移動中に宿泊する場合の宿泊手当の額は、前項の規定にかかわらず、条例第15条に規定する額を支給する。ただし、条例の規定により支給される鉄道賃、船賃、航空賃又はその他の交通費（包括宿泊費及び家族移転費のうちこれらに相当するものを含む。）に食費に相当するものが含まれる場合には、当該額の3分の1の額とする。

4 旅行者が、旅行中自宅（住所又は居所若しくはこれに相当する場所をいう。）に宿泊する場合には、前2項の規定にかかわらず、宿泊手当は支給しない。

(転居費の算定方法等)

第18条 条例第16条第1項に規定する規則で定める方法は、次に掲げる方法とする。

- (1) 運送業者が家財の運送を行う場合には、複数の運送業者に見積りをさせ、かつ、その中から最も経済的なものを選択するときに限り、当該運送に要する額を転居費の額とする方法

- (2) 旅行役務提供者が家財の運送を行う場合には、前号の規定にかかわらず、当該運送に要する額を転居費の額とする方法

- (3) 旅行者が宅配便又は自家用自動車若しくは道路運送法第80条第1項の許可を受けて業として有償で貸し渡す自家用自動車その他これらに類するものを利用して家財の運送を行う場合には、当該運送に要する額を転居費の額とする方法。ただし、当該運送に要する額が運送業者に依頼したものとして第1号の規定により算定した額を超えるときは、当該額とする。

2 前項の算定に当たっては、条例の規定により他の種目として支給を受ける費用その他の市費による支給が適当でない費用として別に定めるものを除くものとする。

3 職員又は家族が他から赴任に係る旅費の支給又はこれに相当する金額の支払を受ける場合には、前2項の規定により算定した転居費の額から当該支給又は当該支払を受ける金額を差し引くこととする。

(退職者等の旅費の細則)

第19条 条例第19条第1項に規定する規則で定めるものは、次に掲げる旅費とする。

- (1) 職員が出張のための旅行中に退職等となった場合には、出張の例に準じ、退職等となる前の職務の級の者（市長又は副市長であった場合は、当該者。次号において同じ。）として退職等の日にいた地から旧在勤地に旅行するものとして計算した旅費

- (2) 職員が赴任のための旅行中に退職等となった場合には、赴任の例に準じ、退職等となる前の職務の級の者として退職等の日にいた地から新在勤地に旅行するものとして計算した旅費

(遺族等の旅費の細則)

第20条 条例第20条に規定する規則で定めるものは、次に掲げる旅費とする。

- (1) 職員が条例第3条第2項第2号の規定に該当する場合において、同号の規定により旅費を支給するときは、次に掲げる旅費

ア 職員が出張のための旅行中に死亡した場合には、出張の例に準じ、職員が遺族の居住地と死亡地との間を往復するものとして計算した旅費

イ 職員が赴任のための旅行中に死亡した場合には、アに掲げる旅費のほか、赴任の例に準じ、職員が死亡地から新居住地に旅行するものとして計算した旅費

- (2) 条例第3条第2項第3号の規定により旅費を支給する場合には、出張の例に準じ、職員が遺族の居住地から帰住地に旅行するものとして計算した旅費（宿泊費及び包括宿泊費を除く。）

2 遺族が前項に規定する旅費の支給を受ける順位は、条例第2条第6号に掲げる順序により、同順位者がある場合には、年長者を先にする。

(勤務地等以外の地を出発地又は到着地とする場合の旅費)

第21条 勤務地（旅行命令権者が認める場合には、住所、居所その他旅行命令権者が認める場所。次項において同じ。）

又は旅行地（以下この項において「勤務地等」という。）以外の地を出発地として旅行する場合における旅費の支

給額は、勤務地等以外の地から目的地に至る旅費の額と勤務地等から目的地に至る旅費の額を比較し、いずれか少ない額とする。

2 既に旅行している者が、旅行地から勤務地以外の地を到着地として旅行する場合における旅費の支給額は、旅行地から勤務地以外の地に至る旅費の額と旅行地から勤務地に至る旅費の額を比較し、いずれか少ない額とする。

(年度経過等による区分)

第22条 移動中における年度の経過又は職務の級の変更等のため鉄道賃、船賃、航空賃及びその他の交通費（家族移転費のうちこれらに相当する部分を含む。）を区分して算定する必要がある場合には、年度の経過、職務の級の変更等の後に最初の目的地に到着するまでの分及びそれ以後の分に区分して算定する。

(財務会計システムによる手続)

第23条 この規則の規定による旅行命令等その他の手続について、財務会計システム（市長が指定する情報通信技術を利用した財務事務を行うためのシステムをいう。）を使用する方法により処理が行われた場合は、当該処理をもって当該手続が行われたものとみなす。

附 則

(施行期日)

第1条 この規則は、令和7年4月1日から施行する。

(経過措置)

第2条 改正後の金沢市職員等旅費条例施行規則（以下この条において「新規則」という。）の規定は、この規則の施行の日（以下この項及び次項において「施行日」という。）以後に金沢市職員等旅費条例の一部を改正する条例（令和7年条例第10号。以下この項において「改正条例」という。）による改正後の金沢市職員等旅費条例（昭和25年条例第35号。以下この項及び第3項において「新条例」という。）第2条第1号に規定する旅行命令権者が新条例第4条第1項に規定する旅行命令等を発する旅行及び新条例第3条第5項の規定により旅費の支給を決定する旅行について適用し、施行日前に改正条例による改正前の金沢市職員等旅費条例（以下この項及び第3項において「旧条例」という。）第2条第1項第1号に規定する旅行命令権者が旧条例第4条第1項に規定する旅行命令等を発した旅行及び旧条例第3条第5項の規定により旅費の支給を決定した旅行については、なお従前の例による。ただし、施行日前に旧条例第2条第1項第1号に規定する旅行命令権者が旧条例第4条第1項に規定する旅行命令等を発し、かつ、施行日以後に新条例第2条第1号に規定する旅行命令権者が新条例第4条第2項の規定により当該旅行命令等を変更する旅行については、新規則の規定は、当該旅行のうち当該変更の日以後の期間に対応する分について適用し、当該旅行のうち当該変更の日前の期間に対応する分については、なお従前の例による。

2 新規則第19条及び第20条の規定は、施行日以後に退職、免職、失職若しくは休職（以下この項において「退職等」という。）となった場合又は死亡した場合について適用し、施行日前に退職等となった場合又は死亡した場合については、なお従前の例による。

3 新規則第6条第2項及び第7条第2項の規定は、新条例第3条第6項及び第7項に規定する者が同条第1項、第2項、第4項及び第5項の規定により旅費の支給を受けることができる場合について適用し、旧条例第3条第1項、第2項、第4項及び第5項の規定により旅費の支給を受けることができる場合については、なお従前の例による。

別表第1 行政職給料表の各級に相当する職務の級（第4条関係）

1 給与条例第4条第2項に規定する給料表（行政職給料表を除く。）又は技能労務職給料表の適用を受ける者（次項に規定する職員を除く。）の行政職給料表の各級に相当する職務の級

行政職給料表	教育職給料表	医療職給料表(1)	医療職給料表(2)	医療職給料表(3)	技能労務職給料表
9級		4級	8級		
8級		3級5号給以上			
7級		3級4号給以下	7級	7級	
6級	5級 4級	2級13号給以上	6級	6級	
5級	3級	2級9号給から 12号給まで	5級	5級	

4級	2級37号給以上	2級8号給以下 1級25号給以上			5級
3級	2級29号給から36号給まで	1級13号給から24号給まで	4級 3級5号給以上	4級 3級5号給以上	4級
2級	2級9号給から28号給まで 1級69号給以上	1級12号給以下	3級4号給以下 2級9号給以上	3級4号給以下 2級29号給以上	3級
1級	2級8号給以下 1級68号給以下		2級8号給以下 1級	2級28号給以下 1級	2級 1級

2 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の4第1項若しくは第22条の5第1項の規定により採用された職員又は職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例（令和4年条例第32号）附則第3条第4項に規定する暫定再任用職員の行政職給料表の各級に相当する職務の級

行政職給料表	教育職給料表	医療職給料表(1)	医療職給料表(2)	医療職給料表(3)	技能労務職給料表
9級		4級	8級		
8級					
7級		3級	7級	7級	
6級	5級 4級		6級	6級	
5級	3級		5級	5級	
4級	2級	2級			5級
3級		1級	4級 3級	4級 3級	4級
2級			2級	2級	3級
1級			1級	1級	2級 1級

別表第2（第10条関係）

区分	必要な添付書類
1 条例第3条第6項の規定により支給を受けることができる旅費	損失となる金額又は支出を要する金額を証明するに足る書類 旅行命令等の変更、条例第3条第1項、第2項、第4項及び第5項の規定により旅費の支給を受けることができる者の死亡又は第6条第1項各号に掲げる場合に該当することを証明する書類 同居する家族であることを証明する書類（転居費のうち家族の転居に要する費用又は家族移転費に相当するものを含む場合に限る。）

2 条例第3条第7項の規定により支給を受けることができる旅費	天災又は第7条第1項各号に掲げる事情により旅費額を喪失したことを証明するに足る書類 喪失額を証明するに足る書類
3 鉄道賃	条例第9条第1項第1号に掲げる運賃（運賃の等級が区分された鉄道による移動に限る。）
	条例第9条第1項第2号から第6号までに掲げる費用
4 船賃	条例第10条第1項第1号に掲げる運賃（運賃の等級が区分された船舶による移動に限る。）
	条例第10条第1項第2号から第5号までに掲げる費用
5 航空賃	条例第11条第1項第1号に掲げる運賃
	条例第11条第1項第2号及び第3号に掲げる費用
6 その他の交通費	その支払を証明するに足る書類（支出者等が必要があると認める場合に限る。）
7 宿泊費	その支払を証明するに足る書類 条例第13条ただし書に該当することを証明するに足る書類（同条ただし書に該当する場合に限る。以下この表において同じ。）
8 包括宿泊費	その支払を証明するに足る書類 その移動に係る交通費の内容を証明するに足る書類
9 転居費	その支払を証明するに足る書類 転居を証明する書類 同居する家族であることを証明する書類（家族の転居に要する費用を含む場合に限る。） 条例第18条第2項に規定する延長の許可を証明するに足る書類（同項に該当する場合に限る。）
10 着後滞在費（宿泊手當に相当する部分を除く。）	その支払を証明するに足る書類 条例第13条ただし書に該当することを証明するに足る書類
11 家族移転費（宿泊手當に相当する部分を除く。）	その支払を証明するに足る書類 移転を証明する書類 同居する家族であることを証明する書類

	条例第13条ただし書に該当することを証明するに足る書類
12 条例第19条に規定する旅費	請求する種目に相当するものに応じた第3項から前項までに掲げる書類 退職等の事由を証明する書類 所定の期間内に帰住又は退職等に伴う旅行をしたことを証明するに足る書類
13 条例第20条に規定する旅費	請求する種目に相当するものに応じた第3項から第11項までに掲げる書類 職員、配偶者又は子の死亡及びその死亡地を証明する書類 帰住を証明する書類（遺族が帰住了した場合に限る。） 遺族であることを証明する書類（請求者が遺族である場合に限る。）
14 条例第24条に規定する旅費	請求する種目に相当するものに応じた第3項から第11項までに掲げる書類 条例第24条の規定に該当することを証明するに足る書類

金沢市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年3月27日

金沢市長 村山卓

### ●金沢市規則第7号

金沢市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例施行規則の一部を改正する規則

金沢市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例施行規則（令和元年規則第17号）の一部を次のように改正する。

第29条第1項中「については」の次に「、次項から第5項までに定めるもののほか」を加え、同条第2項中「29時間」を「15時間30分」に改め、同条第3項中「第30条第1項」の次に「において読み替えて準用する給与条例第21条第4項」を加え、同条に次の2項を加える。

4 条例第30条第1項において読み替えて準用する給与条例第21条第4項に規定する規則で定める方法により算出した日数は、基準日前6月の期間における特定月平均勤務日数（月の初日から末日までの間で在職した月（以下この条において「特定月」という。）において当該パートタイム会計年度任用職員に割り振られた勤務日を合計した日数を特定月の月数で除して得た日数（その日数に1日未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た日数）をいう。次条第3項において同じ。）とする。

5 条例第30条第1項において読み替えて準用する給与条例第21条第4項に規定する規則で定める方法により算出した時間数は、基準日前6月の期間における特定月平均勤務時間数（特定月において当該パートタイム会計年度任用職員に割り振られた正規の勤務時間を合計した時間数を特定月の月数で除して得た時間数（その時間数に1時間未満の端数を生じたときは、30分未満は切り捨て、30分以上は1時間とする。）をいう。次条第3項において同じ。）とする。

第29条の2第1項中「については」の次に「、次項及び第3項に定めるもののほか」を加え、同条に次の2項を加える。

2 条例第30条の2第1項において読み替えて準用する給与条例第22条第3項に規定するフルタイム会計年度任用職

員との均衡を考慮して規則で定める額は、条例第19条第4項第2号に掲げる額に同項第4号に掲げる額を加算して得た額とする。

3 条例第30条の2第1項において読み替えて準用する給与条例第22条第3項に規定する規則で定める方法により算出した日数は基準日前6月の期間における特定月平均勤務日数とし、同項に規定する規則で定める方法により算出した時間数は基準日前6月の期間における特定月平均勤務時間数とする。

#### 附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

金沢市職員退職手当支給条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年3月27日

金沢市長 村山 卓

#### ●金沢市規則第8号

金沢市職員退職手当支給条例施行規則の一部を改正する規則

金沢市職員退職手当支給条例施行規則（昭和30年規則第34号）の一部を次のように改正する。

第3条の4第2号中「第56条の3第1項第1号イに該当する者に係る就業促進手当又は同号ロ」を「第56条の3第1項第1号」に改める。

#### 附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

金沢市における企業立地及び中小企業構造の高度化の促進に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年3月27日

金沢市長 村山 卓

#### ●金沢市規則第9号

金沢市における企業立地及び中小企業構造の高度化の促進に関する条例施行規則の一部を改正する規則

金沢市における企業立地及び中小企業構造の高度化の促進に関する条例施行規則（昭和58年規則第38号）の一部を次のように改正する。

附則第2項中「令和7年3月31日」を「令和8年3月31日」に改める。

#### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。